

平成28年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

事業名	妊産婦健康診査事業			担当部局	雇用均等・児童家庭局			作成責任者		
事業開始年度	平成29年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	母子保健課			神ノ田 昌博		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	母子保健法第13条			関係する計画、 通知等	・母子保健医療対策総合支援事業の実施について (雇用均等・児童家庭局長通知 H17.8.23 雇児発0823001号) ・母子保健衛生費の国庫補助について (厚生労働省事務次官通知 H26.5.30 厚生労働省発雇児第0530第3号) ・少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)					
主要政策・施策	少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	産後うつ(抑うつ状態をはじめとする産後の精神的障害)の予防や新生児への虐待防止等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や産婦の精神状態等の診察)の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備する。									
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分にかかる費用について公費助成を行う。産婦健康診査で把握した支援が必要な産婦に対し、必要なサービスを提供できる体制を確保する観点から、産後ケア事業と合わせて実施することを条件とする。 (実施主体:市町村 補助率:国1/2、市町村1/2)									
実施方法	補助									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	-	-	702			
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計		0	0	0	0	702			
	執行額		-	-	-	-				
執行率 (%)		-	-	-	-					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
				成果実績	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	
定量的な 成果目標 の設定が 困難な 場合	定量的な目標 が設定でき ない理由 及び定 性的な成 果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績					
		本事業は、産後間もない母子に対する助成を行うために必要な経費を補助する事業であり、一定の件数、人数等を、定量的な目標値として示すことはできない。			安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦への切れ目ない支援の実現等を図るため、母子保健医療対策の充実強化を図る。 なお、平成29年度の新規要求事業であることから、過去の達成状況・実績については省略する。					
事業の 妥当性 を検証 するた めの代 替的な 達成目 標及び 実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度	
	助成対象者に対し確実に 助成を行うこと。	助成人数(実人数)		実績	人	-	-	-	-	
				目標値	人	-	-	-	-	140,306
				達成度	%	-	-	-	-	-

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	助成件数(延べ件数)	活動実績					-	
				当初見込み	-		-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	予算額/助成件数	単位当たりコスト					-	
				計算式	X/Y	-		-
平成28年度 予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由				
	母子保健衛生費補助金	-	702	「新しい日本のための優先課題推進枠」702				
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	母子保健衛生対策の充実を図ること(VI-4)						
	施策	母子保健衛生対策の充実を図ること(VI-4-1)						
	測定指標	定量的指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度
			実績値	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係							
	本事業において、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備することにより、妊産婦等が安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会作りを推進するなど、母子保健衛生対策の充実に資することができる。							
	改革項目	分野:	-					
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)	単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
			成果実績	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)	単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係								
-								
事業所管部局による点検・改善								
国費投入の必要性	項目		評価	評価に関する説明				
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	産後うつ予防や新生児への虐待防止等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘されている。このため、本事業により産婦健康診査費用の助成を行い、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備するものである。こうした事業目的は、国民や社会のニーズを的確に反映している内容である。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	全ての産婦を対象とした産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備することは、国が主導して実施すべき事業である。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備する目的達成には必要・適切かつ優先度の高い事業である。				

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		-	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	母子保健医療対策総合支援事業(統合補助金)の対象事業として、「妊産婦健康診査事業」のほか、左記事業を実施。
	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局	660	不妊に悩む方への特定治療支援事業	
	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局	661	子どもの心の診療ネットワーク事業	
	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局	662	妊娠・出産包括支援事業	
	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局	663	生涯を通じた女性の健康支援事業	
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局	新29-000	新生児聴覚検査の体制整備事業(29年度新規要求)		
点検・改善結果	点検結果	-		
	改善の方向性	-		
<b>外部有識者の所見</b>				
点検対象外				
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>				
事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、特段問題ない。				
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>				
<b>備考</b>				

